

Q23 水防訓練とは？

A23 兵庫県水防計画では、市町が毎年増水期までに下記項目の水防訓練を実施することとしています。

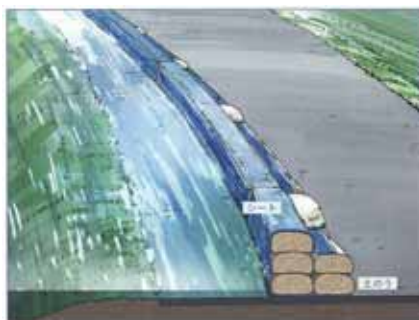
- ・ 観測（雨量、水位、風速等）
- ・ 通報（無線、電話）
- ・ 動員（消防団、居住者の応援）
- ・ 輸送（資材、機材、人員）
- ・ 水防工法（下図参照）
- ・ 水門等の操作
- ・ 避難、立退き（危険区域居住者の避難）

各市町は、上記を踏まえて作成した水防計画に基づき、水防活動に携わる消防機関等の水防訓練を実施しています。

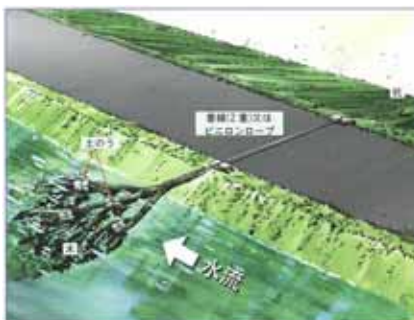
また、県では、水防管理団体の行う水防活動や水防訓練の円滑な実施に資するため、水防専門家による水防工法の実技講習を含む水防技術講習会を市町、関係機関合同で、毎年実施しています。

< 水防工法の一例 >

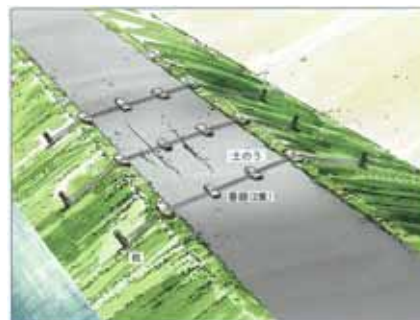
改良積土のう工法



木流し工法



打ち継ぎ（鉄線）工法



出典：水防 2007（全国水防管理団体連合会、社団法人 建設広報協議会）

< 水防技術講習会 >

土のうづくり



釜段工法



五徳縫い工法

